

発 案 書

県議第十五号

熊本地震を踏まえた避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を求める意見書について

熊本地震を踏まえた避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を求める意見書を次のように発案する。

令和八年十月八日

提出者 岐阜県議会議員

所	森	猫	尾	水	布	伊	中
竜	益	田	藤	野	俣	藤	川
也	基	孝	義	吉	正	英	裕
			昭	近	也	生	子

岐阜県議会議員 松岡 正人 様

熊本地震を踏まえた避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を求める意見書

近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生している。令和六年一月に発生した能登半島地震に加え、本年七月に発生した熊本地震においては、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、災害により生活拠点を失った被災者のよりどころとして、避難所が重要な役割を担っていることが改めて認識された。

一方で、真夏の厳しい暑さの中での避難生活では、熱中症の発生リスクが高まるほか、避難者の健康状態の悪化が懸念されるなど、避難所における暑熱対策の重要性が浮き彫りとなった。また、避難所の生活・衛生環境を見てみると、食料や水、

トイレ、入浴施設等の設置が不十分なケースや、プライバシーに配慮した生活空間の確保など、多くの課題が残されている状況である。

さらに、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家庭、妊産婦等、災害時に特別な配慮を必要とする方々への対応も求められており、避難所の生活・衛生環境の改善とともに、夏季の暑熱対策の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、避難所における生活・衛生環境の改善及び夏季の暑熱対策の強化を図るため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

一 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に沿った避難所の開設や、避難所用物資等の備蓄及び整備を行う自治体に対し、交付金等の財政支援措置の継続、拡大を図ること。

二 酷暑時における避難の長期化を見据え、屋内運動場の空調設備整備事業の補助率や上限額、補助対象施設を拡充するなど、避難所環境の改善に向け、国による財政措置を更に充実させること。

三 一般避難所への避難が困難な方のための福祉避難所の充実に向けた資機材や福祉人材の確保などを推進する自治体の取組を支援するとともに、要配慮者に対する暑熱対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年十月八日

岐阜県議会 議長

内閣官房長官	内閣府特命担当大臣（防災）	厚生労働大臣	文部科学大臣	財務省	総務省	内閣総理大臣	参議院議長	衆議院議長
--------	---------------	--------	--------	-----	-----	--------	-------	-------

様